

保護者様

阿賀町立上川小学校長

出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

(*インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)及び新型コロナウイルス感染症は療養解除届を提出)

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	2 麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
	3 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	4 風疹	発疹が消えるまで
	5 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	6 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	7 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	8 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	9 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	10 その他の感染症 ・感染性胃腸炎 ・溶連菌感染症 ・	

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登校許可証明書

年 氏名

診断名〔 〕			
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。			
初診日	令和	年	月 日
登校しても良いと認められる日	令和	年	月 日
令和 年 月 日 医療機関名			

